

質 問 状

平成29年9月21日

〒231-8315

神奈川県横浜市中区本町6-50-1 横浜アイランドタワー

独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）

理事長 中島正弘 殿

私は敬天新聞社を主宰する白倉と申します。UR都市機構理事長にお尋ねします。貴方が理事長になる前の話であります。UR都市機構が所有していた土地を、村上ファンド（箱名シティーインデックセブンス）が落札した話がありました。その契約書には「転売は禁止」、「5年以内に2000平方メートル以上の建物を建てる」という条項が入っていたそうです。

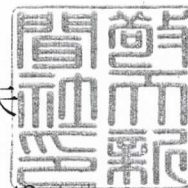
しかし、村上ファンドは、どれだけの利益を上乗せしたか知りませんが、「吸収合併」という形で、外資のPAGに箱ごと売ってしまいました。そして、PAGは更なる周辺地上げをすすめ、転売を目論んでいます。恐らくまた、「吸収合併」という形を使うのでしょう。この魔法の手法を使われたら、実質「転売禁止」の意味はなくなります。入札の時に、契約に「転売禁止」とわざわざ入れたということは、何かしら重要な意味があったからこそだと思いますが、現実には守られていないのと同じです。しかも、現所有者であるPAGにおいては、周辺者に偽装破産、脱税疑惑も囁かれています。契約した当時の責任者ではないかとも知れませんが、今現在、UR都市機構の理事長として、そのような状況の中で、お尋ねしたいのですが、

1、URの元所有土地が、転売禁止という条項付きで落札されたわけですが、「吸収合併」という形で、実質転売されていますが、これは契約違反と思いませんか、それとも思いませんか？思うなら思う、思わないなら思わないで、その理由を述べて下さい。

2、また契約の中には、5年以内に2000平方メートル以上の建物を建てるという契約になっているそうです。これらの約束が履行されない場合は、URが買い戻すという契約になっているそうですが、期限までに約束が実行されなかった場合は、約束通り、URは買い戻しますか？

質問はこの2点です。我々は、国の財産を管理運営するURが、民間に脱法的手法を用いられて騙されることが許せないのです。しかも、現所有者たちは、偽装破産の疑いや脱税の疑いがあります。そういう輩に、公共性の非常に高いURが協力することは、決してなりません。その事実を知って頂きたく質問状を差し上げた次第です。尚この質問状は回答の有る無しに拘わらず、当新聞、ブログ等で公表させて頂くことを申し添えておきます。よろしくお願い致します。

敬天新聞社 社主 白倉康夫



〒335-0013 埼玉県戸田市喜沢1-28-43
tel: 048-229-0007 fax: 048-242-5858